

【質疑に対する回答】

大学等拠点施設事業発注者支援業務委託

令和8年7月2日

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	項目	質問内容	回答
1	仕様書P2 5. 業務内容 (1) 民間活力導入可能性調査	基本設計図書や基本設計者が算出する概算工事費の内容確認は本業務に含まれていないと考えて宜しいでしょうか。	別途発注の大学等拠点施設基本設計業務委託にて算出する概算工事費の内容確認は本業務には含まれていません。
2	仕様書P2 5. 業務内容 (1) 民間活力導入可能性調査	DB方式となる場合の予定価格もしくは提案上限価格は、基本設計者にて算出される概算工事費に基づき作成・設定されるものと考えて宜しいでしょうか。	概算工事費の算定は基本設計者にて行うものと想定していますが、予定価格については、本業務にて検討を行い、発注者が決定します。
3	仕様書P3 5. 業務内容 (3) 要求水準書等作成	②要求水準書（案）の作成について、施設要件に係る範囲については設計業務を担う事業者にて作成いただく必要があると考えます。「基本設計を受託した事業者との調整」とは、適宜分担任いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書の作成については本業務にて実施するものとしています。施設要件に係る内容については、基本設計者が作成した基本設計図から要求水準書に内容を反映することを想定しています。
4	仕様書P3 5. 業務内容 (3) 要求水準書等作成	⑥基本協定書（案）及び事業契約書（案）の作成について、弁護士による作成を見込む必要はありますでしょうか。又は貴市のひな形などを確認し、非併行為に抵触しない範囲での助言を行う形になりますでしょうか。	基本協定書（案）及び事業契約書（案）の作成については、弁護士による作成を想定しています。
5	仕様書P4 5. 業務内容 (4) PPP/PFIの手続きに関する支援	特定事業の公表までの業務が記載されているが、その後の対応はないものと考えてよいか。	ご認識のとおりで問題ありません。
6	仕様書P4 5. 業務内容 (4) PPP/PFIの手続きに関する支援	※の部分で、PFI方式を採用しない場合は、業務内容を変更する可能性がある。とあるが、(2)の商業機能導入の可能性調査 についても変更の対象となりうるか。	商業機能の可能性調査の変更の想定はしておりません。

番号	項目	質問内容	回答
7	仕様書P4 5. 業務内容 (4) PPP/PFIの手続きに関する支援	業務内容が変更となった場合、契約金額の変更は生じるか。	業務内容が変更になった場合、契約金額についても変更の協議の対象となります。
8	仕様書P6 11. 権利関係 (1) 本業務における成果物の取扱い	成果物の著作権について、「著作権は受託者に帰属するものとする。受託者は著作権者人格権を行使しないこととする。」など、受発注者間の協議の上で決定することは可能でしょうか。	成果物の著作権については、仕様書に記載のとおりです。
9	仕様書P6 13. その他 (2)	契約締結時に、受注者が負担する損害賠償額の上限は、故意または重過失を除き、委託費（契約金額）内とさせて頂くことは可能でしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
10	実施要領P.6 IV. 募集要項 6. 業務実施上の条件 (2) 管理技術者の資格及び実績要件	複数の業務にて以下の業務の実績を満たせばよいものとする。との記載がありますが、設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）のCM業務とは、設計・施工一括発注のCM業務の実施が必要でしょうか。又は、設計者選定、施工者選定など個別の実績でも認められるでしょうか。	「設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）のCM業務」とは、設計施工一括発注のCM業務であり、設計者と施工者の発注・選定・契約段階の業務を指しています。 そのため、例えば、設計者のみ、施工者のみの実績しかない場合は、管理技術者の要件を満たしませんが、設計者と施工者の発注・選定・契約のいずれかの段階の業務実績がある場合は、要件を満たします。
11	実施要領P.6 IV. 募集要項 6. 業務実施上の条件 (3) 各分野の主任担当者の資格及び実績要件	設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）のCM業務とは、設計・施工一括発注のCM業務の実施が必要でしょうか。又は、設計者選定、施工者選定など個別の実績でも認められるでしょうか。	「設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）のCM業務」とは、設計施工一括発注のCM業務であり、設計者と施工者の発注・選定・契約段階の業務を指しています。 そのため、例えば、設計者のみ、施工者のみの実績しかない場合は、市場調査・市場検討支援を除く各分野の主任技術者の要件を満たしませんが、設計者と施工者の発注・選定・契約のいずれかの段階の業務実績がある場合は、要件を満たします。
12	実施要領P.10 V. 応募手続き 4. 提出書類の記入上の留意事項	【押印必要書類の原本提出部数について】「1) 参加表明書（様式1）」 「（5）④業務提案書（様式7）」ともに2部提出かつ代表者印の押印が必要と理解しておりますが、2部とも押印原本との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。

番号	項目	質問内容	回答
13	実施要領P13 VI. 契約・その他 2. 提出書類の取り扱いについて	「受託者として特定された者の業務提案書を本プロポーザルに関する記録として公開等に利用できる」と記載がありますが、参加者独自のノウハウ等、公開されることによって今後の他自治体等でのプロポーザルにおいて参加者の競争優位性が損なわれる場合は、当該事項を黒塗りする等の対応を協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	四日市市情報公開条例に基づき、開示する情報は開示し、「当該法人等又は当該個人の事業上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」等の不開示情報に該当するものは非開示となります。
14	様式集 様式5、様式6 備考欄	7. 記載した業務については契約書（鑑）の写し、業務の内容がわかる・・・ と記載の「参考資料」は、守秘義務上、開示できない部分を黒塗加工し提出することで よろしいでしょうか。	参考資料について、開示できない内容がある場合、一部非開示とすることは問題ありません。
15	様式集 様式6 備考欄	4. 記載できる実績、添付する資料については様式4と同じです。 と記載の「様式4」とは、「様式5」と読み替えてよろしいでしょうか。	様式6 備考欄4. 「記載できる実績、添付する資料については、様式4と同様です。」について、「様式4」が誤記となりますので、当該部分を見え消しで修正した「大学等整備事業発注者支援業務に係る公募型プロポーザル様式集【7/2修正】」を、本日付けでホームページに掲載しました。